

# 知っ得 8 国保!



Q9

国保の給付が受けられるのはどんなとき?

国保の給付は、こんなときに受けられます。



## 医療費をいったん全額自己負担したとき

次のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、国保担当窓口へ申請し、審査で認められれば、自己負担分を除いた額が払い戻されます。

療養費の支給				
不慮の事故や旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けたとき	医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき	手術などで輸血に用いた生血代がかかったとき(医師が必要と認めた場合)	はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき(医師の同意が必要)	海外渡航中にやむを得ず診療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)

- 医療処置が適正であったか審査されますので、申請から支給まで2、3カ月かかります。審査の結果、支給されない場合もあります。
- 申請には添付書類が必要です。詳細は、国保年金課へご確認ください。

## 出産したとき

### ● 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときに支給されます。原則として国保から医療機関に直接支払われます(直接支払制度)。妊娠85日(4カ月)以降であれば、死産や流産の場合も支給されます。

※会社を退職後、半年以内に出産された人は、国保に加入していても、在職時の医療保険から一時金が支給されることがあります。



- 医療費などを支払った日、葬祭をした日、移送の費用を支払った日の翌日から2年を過ぎると支給されません。ご注意ください。

## 被保険者が亡くなったとき

### ● 葬祭費の支給

被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人に支給されます。

## 移送の費用がかかったとき

### ● 移送費の支給

医師の指示により、緊急時にやむを得ず入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して国保が必要と認めた場合に支給されます。

## 保険証が使えないとき

病気とみなされないときや、ほかの保険が使えるときなどは保険証が使えませんので、ご注意ください。

### ● 病気とみなされないとき

- 健康診断・人間ドック
- 予防注射
- 正常な妊娠・出産
- 経済上の理由による妊娠中絶
- 軽度のわきがやしみ
- 美容整形 ● 歯列矯正 など



### ● ほかの保険が使えるとき

- 仕事上の病気やけが(労災保険の対象になります)



### ● 国保の給付が制限される時

- 故意の犯罪行為や故意の事故
- けんかや泥酔による病気やけが
- 医師や保険者の指示に従わなかったとき

問 国保年金課(西館1階)【担当】長尾・永江 ☎37・6101